



禁煙外来のご案内

タバコをやめられないのは、あなたの意志の弱さではなく、
ニコチンのもつ強い依存性が原因です。

このような喫煙習慣は「ニコチン依存症」といわれ、治療が必要な病気とされています。
病気は意志の力だけで治せるものではありません。
禁煙成功のために、「お医者さんと禁煙」を始めましょう。

クリニックではあなたに合ったアドバイスをを行い、禁煙の治療薬を処方できますので禁煙の成功率が高まります。
新たな治療法として登場した“ニコチンを含まない飲み薬”は、ニコチン切れ症状を軽くするだけでなく、タバコをおいしいと感じにくくする効果を併せもつので、楽に禁煙することができます。

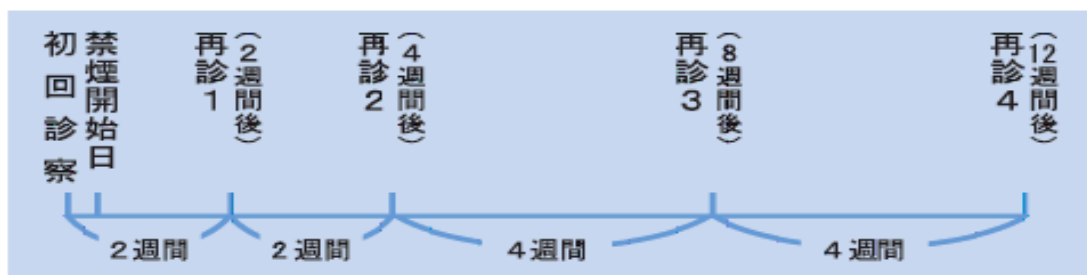
■禁煙治療が保険適用となる条件

以下のすべてを満たす場合、保険診療になります。

- ① スクリーニングテストでニコチン依存症と診断される。
- ② 35 歳以上の場合、1 日の喫煙本数×喫煙年数が200以上である。
- ③ ただちに（1 週間以内）禁煙することを希望している。
- ④ 禁煙治療を受けることに文書で同意できる。
- ⑤ 前回の禁煙治療開始から1 年以上経過している。

■治療カリキュラム

※このカリキュラムは他の医療機関も同じです。



保険で認められている通院回数は、初診を含めて計5回、期間は約3か月です。
毎回あなたの息に一酸化炭素（タバコに含まれる有害物質）がどれくらい含まれているか、確認します。

院内・敷地内

全面禁煙



敷地内禁煙について

クリニックなど、多数の人が利用する場所では受動喫煙を防止する対策を講ずるよう、健康増進法で決められております。

このような立場から、駐車場を含め敷地内全面禁煙となっております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

医療法人社団 にれの杜クリニック 院長